

2019年10月16日

タカラ株式会社 御中

特許業務法人共生国際特許事務所
〒107-0052 東京都港区
赤坂3丁目8番14号遠山ビル
TEL 03-3585-8092
FAX 03-3586-0644

調査報告書

(投光器に関する追加調査 弊所整理番号 D19-481PS)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件に関し、下記に調査結果のご報告を申し上げます。

ご査収の程、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

一. 検討内容

貴社製品「グレア軽減反射式 LED 投光器（型番：THA-200K50）」（以下「貴社製品」という）が、以下3件の特許権の技術的範囲に属するか（抵触するか）否かについて調査、検討しました。

- ・特許第6339199号（以下「本特許（A）」という）
- ・特許第6379098号（以下「本特許（B）」という）
- ・特許第6193379号（以下「本特許（C）」という）

二. 検討結果

本特許（A）（特許第6339199号）に関しては、当初の資料では、抵触しないと断言できませんでした。確認と、場合によっては一部設計変更が必要でした。

しかし、その後、貴社の製品を貸与いただき確認し、要部の材質を教えていただいて、追加の検討をした結果、特許の要件の一つが明確に外れているので、貴社製品は本特許に抵触しないと考えます。詳細は、次項に述べます。

本特許（B）（特許第6379098号）に関しては、抵触しない（問題ない）と考えます。本特許の要件（特許の権利範囲を決める条件）に「ケース部の側面部が当該ケース部の内側に折曲された定着面」と「LEDの光を前記ケース部の内面に向けて反復的に反射させるように傾斜した反射部」がありますが、貴社製品にはこれらが無いので抵触しないと考えます。（主な理由の一つです。）

本特許（C）（特許第6193379号）に関しては、抵触しない（問題ない）と考えます。本特許の要件の一つに「LEDを露出させ前記LEDの光を反射して配光するように前記板状のボディーの一側から突出された複数個の前記光反射半球」がありますが、

貴社製品にはこれが無いので抵触しないと考えます。(主な理由の一つです。)

三. 本特許（A）の詳細

1. 本特許（A）の請求項1について

本特許（A）の請求項1を各要件に分節し、それぞれに対して貴社製品の状況を記したもののが下表です。（a～jは便宜のために付けたものです。）

【本特許（A）の請求項1の要件】	【貴社の製品】
a. 光源として複数のLEDを具備して光を生成する照明部と、	該当すると考えられる。
b. 一面に開口部を具備し、他面に光を外部へ放出する光放出部を備えて内部空間を有するハウジングと、	該当すると考えられる。
c. 前記ハウジングの内側面に、前記照明部から生成される光を前記光放出部に反射するように設けられる反射部と、	該当すると考えられる。
d. 前記照明部の背面に外部に露出するよう具備されて熱を外部に放出する熱放出部と、を含み、	該当すると考えられる。
e. 前記照明部は、その前面が前記開口部を覆うように前記ハウジングの内部空間に向けて設置され、	(図を見ると) 該当すると考えられる。
f. 前記光放出部は、前記照明部から生成される光を放出し、あるいは前記照明部から反射部を通じて反射される光を放出するように設置され、	該当すると考えられる。
g. 前記反射部は、前記ハウジングの内の天井面に形成され、異なる面積及び相互に異なる傾斜角を有する複数の反射面からなり、	該当すると考えられる。
h. 前記反射面の面積は、前記照明部から遠ざかるほど広くなり、	該当すると考えられる。
i. 前記複数の反射面と水平面との間の傾斜角が、前記照明部から遠ざかるほど大きくなり、	該当すると考えられる。
j. 前記ハウジングは、電源供給部及び前記照明部よりも低い熱伝導率を有する材質からなることを特徴とするLED照明器具。	当初は、「不明。ハウジングに相当する部分の材質による」でした。しかし、その後、貴社の製品を貸与いただき確認し、要部の材質を教えていただいて、追加の検討をし

	た結果、この要件が該当していないことが明白です。貴社の製品において、ハウジングに相当する部分、電源供給部、照明部の材質がいずれも A D C 1 2 (アルミニウム合金) で同一です。
--	--

特許の請求項の、全部の要件に該当（合致）する場合に「抵触する」ということになります。上記の表に示しましたように、ハウジングに相当する部分の熱伝導率が低い場合は本特許に抵触します。この熱伝導率に関して、本特許の特許権者は、審査での審査官への意見書で、「明細書の段落[0028]には、『これは、射出成形物であるハウジングは、熱伝導率が相対的に低いので、LEDから発生した熱が電源供給部に伝導されるか、あるいは逆に電源供給部の熱がLEDへ伝導されることを減少させるためである。』と記載されており」と述べています。この特許権者のコメントを考慮しても、貴社の製品が、ハウジングに相当する部分、電源供給部、照明部の材質が同一であることから、本特許に抵触しないと言えます。

本特許（A）には、もう一つの独立項の請求項29がありますが、上記の請求項1とほぼ同じ要件ですので、請求項1が抵触しなければ請求項29も大丈夫です。他の請求項はすべて従属項であり、請求項1に抵触しなければ従属項も問題ありません。具体的には、請求項29に「前記ハウジングは、電源供給部及び前記照明部よりも低い熱伝導率を有する材質からなる」の要件があり、これにより上記の請求項1と同様に、問題が無いと言えます。

なお、一般論として、明確に要件の一つに該当しないと言えない場合には、該当しなくなるように、適切な設計変更が必要です。たとえば、反射面が細かい反射面の寄せ集めであった場合には抵触しますが、湾曲した一枚板であれば抵触しません。

四. 補足

前述の通り、電源部とLED発光部とハウジングの材質や、反射面の詳しい形状がわかれれば、より明確な判断ができます。それで、貴社の製品を貸与いただき確認し、要部の材質を教えていただいて、追加の検討をしました。その結果、特許の要件の一つが明確に外れているので、貴社製品は本特許に抵触しないと考えます。